

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示案（概要）に関する意見募集の結果について

令和6年2月13日
こども家庭庁成育局総務課

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針案」について、令和5年10月30日から令和5年11月28日まで意見募集をいたしました。

お寄せいただいた御意見と、御意見に対する当庁の考え方は別紙のとおりです。なお、御意見については、本パブリックコメント募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約等の上、取りまとめさせていただいております。なお、意見募集の対象外の御意見につきましては、回答はいたしませんがお寄せいただいた御意見に関しましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも、子ども・子育て支援施策の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>概要3スライド目の「当該事業の提供が必要であると認められる者に対して必要な家庭支援事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、同条第二項の規定に基づき、当該勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができることを勘案すること。」や4スライド目の「なお、目標事業量の設定に当たっては、児童福祉法第二十一条の十八に基づき、事業の提供が必要であると認められる者に対して事業の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援することとされていること、また、やむを得ない事由により利用の勧奨及び支援を行っても事業の利用が著しく困難であると認めるときは、事業による支援を提供できることに留意すること。」の意味がわかりにくい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「家庭支援事業の量の見込みの推計に当たっては、児童福祉法第二十一条の十八第一項及び第二項の規定に基づく利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。」と修正しました。</p>